

暮らしっく

知人から
「簡単に儲かる」と
誘われて…

マルチ取引に関する トラブルにご注意ください!

マルチ取引とは、「特定商取引法」で「連鎖販売取引」として規制されている販売形態で、消費者が商品・サービスを契約し、次は自分が販売員となって買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入るというように、次々と組織を拡大していく取引です。

マルチ取引は法律違反ではありませんが、「儲かる」と説明されて契約したものの、思ったように販売成果を上げられないといったトラブルが多くみられます。

「儲かる」等のセールストークを鵜呑みにせず、安易に契約しないようにしましょう。また、契約の意思のない場合はきっぱりと断りましょう。

相談事例

◆友人から「簡単に儲かる投資商品がある。」「SNSで友人を誘えば、どんどんマージンが入る。」と勧誘され、断り切れずに消費者金融でお金を借りて、高額な投資商品を購入したが、全く儲からないのでやめたい。支払ったお金も返金してほしい。

◆高齢の母が、磁気治療器のレンタルオーナー契約をして、高額な支払いをしている。紹介料の収入があると勧誘されたようだが、本人は仕組みをよく理解していないため解約させたい。



アドバイス

- ❗「誰でも簡単に儲かる」というような話を鵜呑みにしないようにしましょう!
- ❗親しい人から誘われても、契約の意思のない場合はきっぱりと断りましょう!
- ❗クーリング・オフすることができます!
法的に有効な契約書等を受け取った日又は商品を受け取った日のいずれかのうち、遅い日から20日間はクーリング・オフすることができます。
- ❗トラブルに遭ったり、不審に感じた場合は、消費生活相談窓口へ早めに相談しましょう!
マルチ取引であることを明らかにされないまま勧誘されるケースも見られます。迷う場合は一人で判断せず、早めに消費生活相談窓口へ相談しましょう。



【あいち暮らしWEB
キャラクター ビツピ】

有料サイトの未納料金を請求する

架空請求詐欺にご注意!!

有料サイトの未納料金を請求するメールが突然届き、「もしかしたらあの時の・・・」「一応確認してみよう」と思って電話をかけると・・・。

電話に出た相手は、「利用履歴が残っている。」「払わないと裁判になる。」などと言って不安をあおり、「コンビニ決済の手続きに必要な番号を教えるので支払ってください。」「コンビニで電子マネーを購入してください。」などと料金を支払うよう要求します。



「愛知県警察特殊詐欺被害防止広報デザイナー」
名古屋学芸大学メディア造形学部 学生デザイン



◀【犯人からの実際のメール】

★被害に遭わないために★

- このような「メール」に記載された電話番号には絶対電話をせず、家族や警察に相談しましょう!!
- メールに記載の電話番号が本当にその事業者のものかどうかをインターネットを使い、検索してみましょう!!

不安な場合は、警察相談専用電話「#9110」にご相談ください!

【警察本部生活安全総務課】

ご存知
ですか?

全ての加工食品の原材料の産地が表示されます!

平成29年9月1日から順次、原材料の産地を見て商品を選べます。(食品事業者が準備をする猶予期間:平成34年3月31日まで)

産地が表示されるものは、原則として、製品中の重量順第1位の原材料で、原則的な「国別重量順表示」(例:アメリカ産、国産)のほか、「製造地表示」(例:国内製造)、「又は表示」(例:アメリカ産又は国産)、「大括り表示」(例:輸入)により産地が表示されます。

国別重量順
表示の例

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産)、豚脂肪・・・



【農林水産部食育消費流通課】



愛知県産農林水産物を選んでみませんか?

ものづくりが盛んな愛知県ですが、実は農業も盛んな地域だと知っていますか?キャベツやしそを始め、生産量や品質が全国トップレベルの農林水産物がたくさんあります。

県では「もっと愛知県産品を食べよう、利用しよう!」という『いいともあいち運動』を展開しています。県産農林水産物やその加工商品には、この運動のシンボルマーク“あいまる”が付いているものがたくさんあります。皆さん、“あいまる”を目印に、愛知県産品を選んでみませんか?



「いいともあいち運動」って知ってる?



- ★県内の消費者と生産者が今まで以上にいい友関係になる
- ★Eat more Aichi products (イートモアアイチプロダクツ) =もっと愛知県産品を食べよう(利用しよう)

いいともあいち 検索

【農林水産部食育消費流通課】

地域で高齢者を消費者被害から守るための見守りネットワークづくりを応援しています!

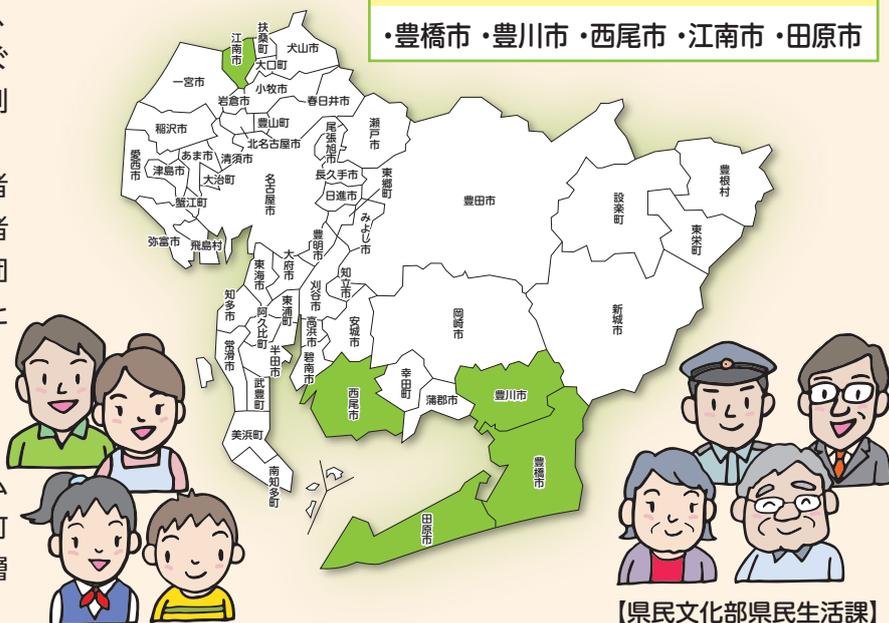
愛知県では、高齢者等の消費者被害の深刻化を受け、高齢者本人への啓発に加え、高齢者の周りにいる人たちが高齢者に気を配り、消費生活センター等の機関に適切につながることにより、地域全体で高齢者を見守る体制づくりを進めています。

平成29年度は消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会(愛知県高齢者等消費者被害見守りネットワークづくりのための関係団体連絡会議)を2回開催し、関係団体の方々が必要な取組についての情報交換や協議、他県の市における先行事例の発表を行ったほか、シンポジウムを開催しました。

平成30年度も上記の協議会やシンポジウムの開催を通じ、県民の皆様にとって身近な市町村における見守りネットワークづくりが一層進むよう、引き続き取り組んでまいります。

見守りネットワーク ※平成30年4月1日現在
(消費者安全確保地域協議会)設置市

・豊橋市・豊川市・西尾市・江南市・田原市



【県民文化部県民生活課】

気の合う仲間とお金の学習会をしませんか?



愛知県金融広報委員会では、中立・公正な立場から、金融広報アドバイザー(金融経済情報を伝える専門家)を講師として**無料**で派遣しています。お気軽にご相談ください。

小学生		中学生	
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> 貯金箱を作ってお金の大切さを知ろう! お金の勉強をしよう! 	テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> 私たち中学生で社会をつくろう 生活に必要な金銭の流れを理解し、消費行動を見直そう
高校生		大学生	
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> 契約と消費者トラブル ライフプランとは ・学費と奨学金 ローンとクレジット 自分の価値を向上させるために 	テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> お金を稼ぐ ・人生とお金 お金と経済 ・ライフプランを描く 金融トラブルに強くなる 金融リテラシー論
一般			
テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> ライフプランについて ・家計管理について ・税金 ・年金 ・保険 ・高齢者の生活設計 株式と資産運用 ・老後とお金 ・消費者トラブル防止 ・終活(相続、エンディングノート等) 		

対象人数 原則10名以上 **会場** 主催者側でご用意ください。 **講演時間** 60分~120分

※原則として、開催予定日の1カ月前までにお問い合わせください。

問合せ先

愛知県金融広報委員会(愛知県県民文化部県民生活課内)
TEL:052-954-6603 FAX:052-961-1317

知るぽると 愛知 検索

【愛知県金融広報委員会】

消費者教育の教材をご活用ください!

～消費者教育・啓発用映像教材を貸出しています～

契約・クレジット・悪質商法・消費者教育・衣食住・環境など、消費者問題に関する映像教材(DVD)の貸出を行っています。

社会科(公民)、家庭科、商業科などの授業や研修等で、ぜひ、ご活用ください。

※貸出予約も承ります。



愛知県 消費者教育DVD

あいち消費生活情報

メールマガジンを配信しています!

愛知県から最新の消費者トラブル情報、消費者教育、消費生活に関するイベント情報等を月に1度お届けします。ぜひ、ご登録ください!

登録方法

★右記のQRコードから登録画面へアクセス!

★メールアドレスを入力するだけで登録できます!



お問い合わせはお気軽に、県民生活課まで! ☎052-954-6603 (消費者教育・啓発グループ)

愛知県消費生活相談員人材バンクの登録者を募集します!

県内市町村における消費生活相談員の人材確保を支援するため、人材バンクへの登録者を募集しています。

登録対象者

県内の消費生活センター・相談窓口への就職を希望する以下の(1)(2)のいずれかの要件を満たす方

- (1) 消費生活相談員資格試験の合格者
- (2) 消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する方

登録資格・方法等

愛知県のWebページでご確認ください。
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000084884.html>

申込み・問合せ先

県民生活課消費生活相談グループ ☎052-954-6165
 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (申込みは持参又は郵送)

※人材バンクの登録は就職先を保証するものではありません。



困った時は
早めに相談しましょう。

消費者ホットライン

※身近な消費生活相談窓口につながります。

☎188

(いやや!)



県

愛知県消費生活総合センター (052)962-0999

※西三河消費生活相談室における相談業務は平成30年3月末で終了し、4月以降は、「愛知県消費生活総合センター」に集約しました。

市町村

名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	東海市消費生活センター	(052)603-2211
岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	大府市消費生活センター	(0562)45-4538
一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	知多市消費生活センター	(0562)36-2688
瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	知立市消費生活センター	(0566)95-0195
知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569)32-2444	尾張旭市消費生活センター	(0561)53-2111
春日井市消費生活センター(市民活動推進課)	(0568)85-6616	岩倉市消費生活センター	(0587)37-7867
海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	(0567)23-0150	豊明市消費生活センター	(0562)85-3712
碧南市消費生活センター	(0566)41-3311	日進・東郷消費生活センター	(0561)56-0039
刈谷市消費生活センター	(0566)91-1195	清須市消費生活センター	(052)325-5151
豊田消費生活センター	(0565)33-0999	北名古屋市消費生活センター	(0568)22-1111
安城市消費生活センター	(0566)71-2235	みよし市消費生活センター	(0561)32-8015
西尾市消費生活センター	(0563)65-2161	長久手市消費生活センター	(0561)64-6503
犬山市消費生活センター	(0568)44-0398	扶桑町消費生活センター	(0587)93-1111
常滑市消費生活センター	(0569)47-6139	東三河消費生活総合センター	(0532)51-2305
江南市消費生活センター	(0587)53-0505	・東三河消費生活豊川センター	(0533)89-2238
小牧市消費生活センター	(0568)76-1119	・東三河消費生活蒲郡センター	(0533)66-1204
稲沢市消費生活センター	(0587)32-2594	・東三河消費生活田原センター	(0531)23-3818
		・東三河消費生活新城センター	(0536)23-6260

平成30年5月1日現在

危険です!ながらスマホ

発行/愛知県県民文化部県民生活課 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

・発行月/平成30年5月